(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に転入し、保育施設に就労した者に対し、経済的支援をすることにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図るため、予算の範囲内において厚木市保育士転入奨励助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保育施設 市内において法人又は個人が運営する私立の認可保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所をいう。)、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条第1項の規定による確認を受けている施設をいう。以下同じ。)及び小規模保育事業(児童福祉法に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業C型を除く。)をいう。以下同じ。)を行う施設をいう。
 - (2) 常用雇用 次に掲げるいずれの要件も満たす者をいう。
 - ア 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育(認定こども園にあっては、保育認定を受けた子どもの保育に限る。)であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者(1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。)であって、保育施設に勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
 - (3) 基準日 申請日の属する年度の前年度の1月1日をいう。

(助成金の交付対象者)

- 第3条 この要綱による助成金の交付の対象者(以下「対象者」という。)は、 次の各号のいずれの要件も満たす者とする。
 - (1) 申請日の属する年度内において、保育施設に就労を開始した者(常用雇用の保育士に限る。)であること。
 - (2) 基準日以後に市外から転入し、本市に住所を有した者(本市を転出した日から1年以内に再転入した者を除く。)で、1年以上継続して本市に居住する予定があるものであること。
 - (3) この要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、5万円とする。ただし、対象者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 本市に転入する際に引っ越しに係る費用を要した場合 当該引っ越しに 要した額 (5万円を上限とする。)

- (2) 本市に転入後、居住する住宅について家賃の支払がある場合(次に掲げる場合を除く。) 10万円
 - ア 保育所の運営法人が厚木市民間保育所運営費補助金交付要綱(昭和57年4月1日施行)に基づく保育士宿舎借り上げ支援事業費に係る補助金の交付を受けている場合であって、当該補助金を原資とする家賃補助を受けているとき。
 - イ 小規模保育事業を行う施設を運営する法人又は個人が厚木市小規模保育施設運営費補助金交付要綱(平成27年4月1日施行)に基づく保育士宿舎借り上げ支援事業費に係る補助金の交付を受けている場合であって、当該補助金を原資とする家賃補助を受けているとき。

(申請及び交付決定)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、 市長が指定する日までに、厚木市保育士転入奨励助成金交付申請書に、次に 掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 就労先の保育施設の雇用証明書
 - (3) 保育士証の写し
 - (4) 引っ越しに係る費用を要した場合にあっては、領収書等当該引っ越しに 要した費用が分かる書類
 - (5) 居住する住宅について、家賃の支払がある場合(前条第2号ア又はイに 該当する者を除く。)にあっては、賃貸借契約書等家賃の支払を確認でき る書類の写し
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の 確認により第3条各号に掲げる要件について審査し、助成金の交付の可否及 び交付すべき助成金の額を決定し、厚木市保育士転入奨励助成金交付決定通 知書により申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

- 第6条 前条の規定により交付すべき助成金の交付決定を受けた者は、厚木市 保育士転入奨励助成金交付請求書兼口座振替依頼書を市長に提出し、当該確 定に係る助成金を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものと する。

(助成金の交付を受ける者の責務)

第7条 助成金の交付を受ける者は、本市の保育の質の向上のため自己研鑽に 努めるとともに、市内に住所を有し、保育施設に継続して勤務するよう努め なければならない。

(届出の義務)

- 第8条 第5条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、次の各 号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出なければならない。
 - (1) 採用後1年を経過する前に保育施設を退職した場合
 - (2) 本市に住所を有した日から1年を経過する前に市外へ転出した場合

(決定の取消し等)

- 第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合
 - (2) 採用後1年を経過する前に保育施設を退職した場合又は本市に住所を有した日から1年を経過する前に市外へ転出した場合。ただし、健康上の理由その他相当な理由があると市長が認めた場合を除く。
 - (3) 助成金の交付決定の際に付した条件に反した場合

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、保育施設に就労する日又は本市に住所 を有した日のいずれか遅い日が平成29年1月1日から同年3月31日までの間 にある者における同項の適用については、同項中「3箇月以内」とあるのは 「6箇月以内」とする。

附則

この要綱は、平成29年10月18日から施行し、同年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。